

保険適用外でのヘリコバクター・ピロリ菌除菌費用の補助金について

ヘリコバクター・ピロリ菌の除菌を保険適用外で行う場合、費用の一部について健保より補助金を支給できる場合があります。（保険適用による除菌治療の自己負担については対象外ですのでご注意ください。）

【補助対象となる場合】

医師の判断により保険適用とならなかった場合。

【補助支給額】

費用総額の7割、（上限35,000円）

* 保険適用とならなかった場合、補助の対象となるかを確認させていただきますのでご連絡ください。

みずほ健康保険組合 保健事業グループ TEL 03-6626-2744

補助対象となった場合は領収書原本が必要になるため、除菌完了までの領収書（薬剤含む）はすべて保管してください。